第二十五条の表第六十九条の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第七十五条第一項 | 組合員期間 | 加入者期間（私立学校教職員共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。） |
| | 標準報酬の月額 | 標準報酬月額 |
| | 標準期末手当等の額 | 標準賞与額（同法第二十三条第一項に規定する標準賞与額をいう。） |
| 第七十五条第二項 | 組合員 | 加入者 |
| | 連合会の定款 | 共済規程（私立学校教職員共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下同じ。） |
| 第七十五条第四項 | 退職等年金給付積立金 | 日本私立学校振興・共済事業団法第三十三条第一項第四号の経理に係る勘定に属する積立金 |
| | 連合会の定款 | 共済規程 |
| 第七十五条の三第一項 | 従前標準報酬の月額 | 従前標準報酬月額 |
| | 第百条の二の規定 | 私立学校教職員共済法第二十八条第二項及び第三項の規定 |
| | 第百条の二の二 | 私立学校教職員共済法第二十八条第四項及び第五項 |
| 第七十八条第二項 | 額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額） | 額 |
| 第七十八条第五項 | 連合会の定款 | 共済規程 |
| 第七十九条第二項 | 額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額） | 額 |
| 第七十九条第五項 | 連合会の定款 | 共済規程 |
| 第七十九条の三第一項 | 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条第一項第二号に掲げる | 国家公務員の場合における国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十三条第四号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇された |
| | 同号の退職をした | その解雇された |
| 第七十九条の三第二項 | 規定する退職をした | 規定する解雇された |
| | 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条第一項第二号の退職をした | 国家公務員の場合における国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十三条第四号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇された |
| | 同号の退職をした | その解雇された |
| 第七十九条の三第三項 | 退職 | 解雇 |
| | 請求（他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに基づく請求を含む。） | 請求 |
| | 規定（他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものを含む。） | 規定 |

| | | |
|---|---|---|
| 第七十九条の三第六項 | 前各項 | 第一項から第四項まで |
| 第七十九条の四第一項第一号 | 給付算定基礎額（組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該給付算定基礎額に二分の一を乗じて得た額） | 給付算定基礎額 |
| 第八十三条第四項 | 基準公務傷病 | 基準職務傷病 |
| | その他公務傷病 | その他職務傷病 |
| | 基準公務障害 | 基準職務障害 |
| | 公務障害年金算定基礎額 | 職務障害年金算定基礎額 |
| 第八十四条第一項及び第二項 | 公務障害年金 | 職務障害年金 |
| 第八十四条第三項 | 終身退職年金算定基礎額（その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に二を乗じて得た額） | 終身退職年金算定基礎額 |
| 第八十五条第二項及び第八十七条第二項 | 後発公務傷病 | 後発職務傷病 |
| | その他公務障害 | その他職務障害 |
| 第九十条第一項及び第二項 | 公務遺族年金算定基礎額 | 職務遺族年金算定基礎額 |
| 第九十条第三項 | 終身退職年金算定基礎額（その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に二を乗じて得た額） | 終身退職年金算定基礎額 |
| 第九十七条第一項 | 組合員若しくは組合員であつた者 | 加入者若しくは加入者であつた者 |
| | 組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条第一項又は第二項の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後に再び組合員となつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法第十四条第一項、第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けた | 公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された |
| | 組合員期間 | 加入者期間 |
| | 公務障害年金 | 職務障害年金 |